

○障がい者用 I C カード乗車券運送約款

目 次

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 旅客営業（第 9 条—第 18 条）

第 1 章 総則

（この規約の目的）

第 1 条 この約款は、愛知環状鉄道株式会社旅客営業規則（以下「旅客規則」といいます。）に規定する第 1 種身体障害者及びその介護者、第 1 種知的障害者及びその介護者又は第 1 種精神障害者及びその介護者のため、旅客規則第 74 条に定める割引率を適用する記名式 T O I C A（以下「障がい者用 T O I C A」といいます。）のサービスの内容及び利用条件を定めることを目的とします。

（適用範囲）

第 2 条 障がい者用 T O I C A によるサービスについては、この約款の定めるところによります。

2 この約款が改定された場合、以後の障がい者用 T O I C A によるサービスの内容及び利用条件は、改定された約款の定めるところによります。

3 この約款に定めていない事項については、愛知環状鉄道株式会社 I C カード乗車券運送約款（以下「I C カード約款」といいます。）及び東海旅客鉄道株式会社障がい者用 I C カード乗車券運送約款の定めるところによります。また、この約款と I C カード約款との間で重複又は競合する内容については、この約款が優先するものとします

（用語の意義）

第 3 条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 「障がい者」とは、第 1 種身体障害者、第 1 種知的障害者又は第 1 種精神障害者のことをいいます。

(2) 「介護者」とは、係員が介護能力があると認められる者であって、障がい者が I C カード約款第 7 条に定める利用エリアを乗車する場合に障がい者を介護する者をいいます。

(3) 「利用者」とは、障がい者及び介護者の総称をいいます。

(4) 「本人用 T O I C A」とは、「障がい者用 T O I C A」のうち、介護者用 T O I C A と同時に利用することを条件に、障がい者本人のために発売され、障がい者本人が利用することができる T O I C A をいいます。

(5) 「介護者用 T O I C A」とは、「障がい者用 T O I C A」のうち、本人用 T O I C A と同時に利用することを条件に、介護者のために発売され、障がい者を介護する目的において介護者が利用することができる T O I C A をいいます。

2 この規約に定めのない用語の定義については、旅客規則及び I C カード約款の定めるところによります。

（約款等の変更）

第 4 条 この約款及びこれに基づいて定められた規定は、変更されることがあります。

(利用者の同意)

第 5 条 利用者は、この約款及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

(制限事項等)

第 6 条 偽造、変造又は不正に作成された障がい者用 T O I C A を使用することはできません。

2 障がい者用 T O I C A の有効期間が終了したときは、以後当該障がい者用 T O I C A を使用することはできません。

(払いもどし、再発行)

第 7 条 東海旅客鉄道株式会社が定める T O I C A 乗車券の払いもどしを行う箇所を取扱うこととし、当社では払いもどし、再発行の取扱いを行いません。

(免責事項)

第 8 条 当社は、本人用 T O I C A 又は介護者用 T O I C A を記名人以外の者が所持していたことにより記名人に損害が生じた場合、当社に故意又は過失があったときを除き、その責任を負いません。

第 2 章 旅客営業

(使用方法)

第 9 条 障がい者は、介護者用 T O I C A を使用する介護者を伴い、当該介護者と同時刻・同一駅・同一経路による乗車及び降車のために本人用 T O I C A を使用するものとします。

2 介護者は、本人用 T O I C A を使用する障がい者を介護する目的においてのみ、障がい者本人と同時刻・同一駅・同一経路による乗車及び降車のために介護者用 T O I C A を使用するものとします。

(制限事項等)

第 10 条 当社は、障がい者用 T O I C A の利用状況の確認を定期的に行うものとし、前条の定めと異なる方法にて使用した疑いがある等、必要があるときは、障がい者用 T O I C A の利用停止措置を行うことがあります。

(障がい者用 T O I C A に適用する運賃)

第 11 条 利用者が、障がい者用 T O I C A を使用して I C カード約款の定めるところにより S F を利用して乗車する場合の運賃は、片道普通旅客運賃に、旅客規則第 74 条に定める割引率を適用した額（以下「障がい者用 T O I C A の運賃」といいます。）とします。

(障がい者用 T O I C A の効力)

第 12 条 第 9 条の規定により使用する場合の T O I C A 乗車券としての障がい者用 T O I C A は、当該乗車区間において、片道乗車 1 回に限り有効なものとします。この場合、本人用 T O I C A においては記名人本人、介護者用 T O I C A においては係員が介護能力があると認められる大人 1 人の使用に限るものとします。ただし、介護者用 T O I C A については、介護者用 T O I C A から大人の障がい者用 T O I C A の運賃相当額を減算することを承諾した場合に限り、係員が介護能力があると認められる旅客規則第 61 条に規定する小児（以下「小児」といいます。） 1 人が本人用 T O I C A を使用する障がい者を介護

する目的において使用することができます。

(障がい者用 T O I C A に発売された T O I C A 定期券の効力)

第 13 条 障がい者用 T O I C A に発売された T O I C A 定期券については、I C カード約款第 35 条の定めによるほか、これを使用することができるのは、本人用 T O I C A に発売された T O I C A 定期券については障がい者本人、介護者用 T O I C A に発売された T O I C A 定期券については係員が介護能力があると認められる大人 1 人に限るものとします。ただし、介護者用 T O I C A に発売された T O I C A 定期券については、差額等の払いもどしをしないことを承諾し、かつ係員が介護能力があると認められる小児が使用する場合には、小児 1 人が障がい者を介護する目的において使用することができます。

(障がい者用 T O I C A が無効となる場合)

第 14 条 障がい者用 T O I C A は、I C カード約款第 23 条に定める事由のほか、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収します。この場合デポジットは返却しません。

- (1) 使用資格、氏名、年齢を偽って障がい者用 T O I C A を使用した場合
- (2) 本人用 T O I C A 又は介護者用 T O I C A を単独で使用した場合
- (3) 本人用 T O I C A と介護者用 T O I C A の使用が、同時刻・同一駅・同一経路による乗車ではない場合
- (4) 手帳を携帯せずに障がい者用 T O I C A を使用した場合又は係員の請求があった際に手帳の呈示を拒んだ場合
- (5) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して障がい者用 T O I C A を使用した場合
- (6) その他不正乗車的手段として使用した場合

(障がい者用 T O I C A 不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の收受等)

第 15 条 第 14 条の各号の 1 に該当する場合は、乗車駅からの区間に対する旅客規則により算出した普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受します。

2 前項の規定により旅客運賃・増運賃を收受する場合において、乗車駅が判明しない場合は、旅客規則第 132 条の規定を準用します。

(列車の運行不能の場合の取扱方)

第 16 条 障がい者用 T O I C A を所持し、第 9 条の定めにより乗車する利用者が自動改札機による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、I C カード約款によるほか、途中駅で旅行を中止したとき又は発駅に至る途中駅まで送還したときは、旅行中止駅において発駅から当該駅までの区間について第 11 条の定めにより算出した障がい者用 T O I C A の運賃を收受します。

(他社線での障がい者用 T O I C A による乗車の取扱方)

第 17 条 I C カード約款第 7 条の定めにかかわらず、同条第 2 項の規定により当社以外の交通事業者（以下「他社」といいます。）が経営する路線（以下「他社線」といいます。）内の障がい者用 T O I C A が利用できる駅において、障がい者用 T O I C A による乗車等の取扱いを行います。

(他社線内における取扱い)

第 18 条 他社線内における障がい者用 T O I C A による乗車等の取扱いについては、当該他社の定めるところによります。